

三和学園いじめ防止基本方針

令和7年4月

福知山市教育委員会目標

自分のために 人のために 社会のために 共に幸せを生きる人材の育成

三和学園教育目標

「一人一人の可能性を引き出し、未来を描く児童生徒の育成」

〔いじめ防止対策推進法〕に示された「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

1 学校の基本方針

いじめは、いじめを受ける児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こりうる」を前提に未然防止に努める。

本校は、いじめの未然防止指導（加害児童生徒を出さない）に向け、教職員の指導力量を高め、道徳や人権教育を通して、学校・家庭生活を安心・安全に過ごし、互いの人権を守る心を育てる。いじめ事象早期発見・把握に向け、日常の教育相談・定期的調査アンケートを実施する。

成長期にある児童生徒は、悩み・葛藤・不安・ストレスから他者を攻撃してしまう危険性をもっている。他者の行為を「嫌だ」「止めてほしい」と訴える児童生徒を把握した時は、その児童生徒を守るとともに、「いじめ行為」や人権を守らない行為に及んだ児童生徒及び保護者に対し解消・改善の指導を行う。被害児童生徒を守ることを最優先に、より良い集団づくりの再構築指導を行っていく。

加害状況により犯罪行為と判断される場合は、福知山警察署・児童相談所等にも連携・援助を要請し、加害児童生徒の教護にも努める。

2 いじめの未然防止取組

いじめの早期発見・早期対応、また、いじめを起こさない学級や学年経営には、教職員の感性・判断・行動力と指導力が何よりも必要である。まず、人権尊重の意識を高くもち、児童生徒の個々の変化や人間関係等の変化に気付く、豊かで鋭い感性を教職員が持たねばならない。教職員の豊かな人権感覚と行動が、何より教育現場に必要と考える。管理職の適切な指示や経験からくる指導、また日々のOJTによる研修等で人材育成を図り、素早い「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」から小規模校のメリットを活かし、全職員で日常的な「包み込まれているという感覚」を感じる環境整備と観察、課題の共有化と一致した指導方向と体制を組むことで未然防止を図る。

(1) 教職員校内研修の充実

ア 4月当初：職員会議・校内研究会「いじめ防止基本方針」の共通確認

児童生徒理解の共有化（小中連携による新入生情報、1・2年次状況）

イ 毎月：職員会議後、各学年児童生徒指導状況報告等を基に研修（指導力量の向上）

ウ 学期末毎：学期のまとめ、次期の方針・課題解決策等の策定（学校体制の確認）

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめ行為に至る背景には、児童生徒が抱くストレスやその原因となる要因（ストレスサー）等が存在する。学校・地域生活を通して、仲間と関わりながら喜びを感じ、互いに高め合う教育活動を実践させ、原因となる要因には負けない、はけ口として他者を攻撃するようなことをしない児童生徒の心を育てることにより、いじめの未然防止に努める。

ア 全校集団の高まり

学校行事、児童会・生徒会行事、本部・各委員会活動、体育祭、文化祭の取組等を通して、人間関係づくりを高めながら、達成感・成就感を味わわせる。

イ 学級（学年）集団の高まり

学級活動、教科学習、道徳の時間、人権学習、総合的な学習の時間等の学びを通して自己有用感、他者理解を深める。

ウ 部活動・クラブ活動集団の高まり

目的を同じくする部活動・クラブ活動を通して、縦横のつながりを深める。切磋琢磨して心・技・体を高め、向上心をもつ集団づくりをさせる。

エ 地域と連携したボランティア活動の高まり

三和ふれあいフェスティバル、こ・小・中連携の取組、小学校区公民館活動、地区運動会等への積極的参加、児童会・生徒会活動、「アルミ缶・ダンボール」回収、介護用品等の福祉施設等への贈呈・奉仕活動、職場体験学習、保育園実習などの体験を通して、人と人とのつながりの大切さを学ばせるとともに、ボランティアの心を育てる。

(3) 人権・道徳教育と人間関係づくり

小規模校・学年1学級で、保育園・こども園から固定的な人間関係の中で育っていることから、成長の過程で能力の序列化や価値観の違い等から、誹謗中傷・仲間外し・暴力行為等のいじめを起こす可能性を秘めている。人権・道徳教育を行う中で、相互理解を深め、高まり合う仲間づくり、立場の弱い者を守り・思いやる児童生徒に育てる。

小集団の利点を生かし、一人一人の児童生徒に役割・活躍の場を与えながら、その取組を認め・褒めることにより、達成感・成就感・自己有用感をもたせ、他者攻撃に陥らせない指導に努める。

3 指導体制のあり方

(1) 指導体制

ア いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。

イ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立して実践に当たる。

ウ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、必要に応じて臨時の職員会議等で共通理解を図る。

(2) いじめ防止対策推進本部

ア 目的

本部設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応が行われることとする。

イ 構成

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、人権教育部長、学年主任、保健主事とし、実情に応じて、スクールカウンセラーや、必要と思われる教職員を加えて構成する。

ウ 機能・役割

(ア) いじめをしない・させない学級づくりの推進

- a いじめの早期発見の観点から、児童生徒の状況に関する情報共有を行う。
- b いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析について吟味する。

(イ) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- a 定期的に「いじめ発見のチェックリスト」を活用して理解を深める。
- b いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- c 外部講師を招聘し、学校に必要な助言・指導を仰ぎ。個別の案件対応に活用する。

- (ウ) 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び児童生徒、保護者、地域に対する周知
 - a 児童会・生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を図る。
 - b いじめ対応の見直しを行い、学級懇談会等で保護者、地域住民に対して、いじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。
- (エ) いじめ問題を認知次第、生徒指導部長を長とする「危機対応チーム」を設定する。情報の収集と整理を行い対応する。また適時報告を受け、指導方針を指示する。
- (オ) いじめの早期発見に向けた教育相談等の体制（インターネットによるいじめ行為を含む）
 - a 日常・定期教育相談（二者懇談・三者懇談）から、被害・加害に関わる情報を収集する。
 - b いじめ実態把握のために、アンケートを実施、活用する。（随時）
 - c 学級指導・教科指導・保健室来室状況時の観察やスクールカウンセラー面談を行い、児童の精神面・身体面の変容把握に努める。
 - d アンケート調査等から、通信機器の所持・使用状況の把握を行い、教育相談を通して、児童・生徒間のつながり範囲や関係把握に努める。
 - e スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、教育相談体制の整備や周知を図るとともに、家庭・地域との連携・協働体制を充実し、早期発見・対応を図る。
- (カ) 外部機関との日常的な情報交換による「開かれた学校」づくりの推進
PTA会長、学校運営協議会委員、主任児童委員、教育有識者からなる「学校いじめ問題対策協議会」を設置し、指導・助言を得る。

4 いじめの具体的対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめている児童生徒、いじめられている児童生徒双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることに努める。

(1) いじめられている児童生徒への対応

ア 学校

- (ア) いじめられている児童生徒を必ず守り通すという姿勢を示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- (イ) 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- (ウ) いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じ

つくりと児童生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

- (エ) いじめた児童生徒の謝罪だけで問題が解決したなどという安易な考えをもたずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- (オ) いじめが解決したと思われる場合も、3か月を目安にして、継続的に十分な注意を払い、面談等や保護者と連携を取り、必要な支援を行う。
- (カ) 児童生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- (キ) いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、場合によっては緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

イ 家庭

- (ア) 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し協力していく。
- (イ) 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信をもたせる。
- (ウ) 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている児童生徒への対応

ア 学校

- (ア) まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為である事を分からせる。
- (イ) 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童生徒からも詳しく事情を聴き、事実を正確に把握する。
- (ウ) 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や、一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- (エ) いじめた児童生徒が、どんなことがいじめであるかわかっていない場合があるので、いじめの態様については、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- (オ) いじめた児童生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- (カ) いじめが解決したと思われる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分に注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

イ 家庭

- (ア) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- (ウ) 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている児童生徒の保護者への対応

ア 学校

- (ア) いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- (イ) 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また学校として、いじめられている児童生徒を守り通すことを十分伝える。
- (ウ) いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- (エ) 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- (オ) 必要な場合は緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- (カ) 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうよう要請する。

(4) いじめている児童生徒の保護者への対応

ア 学校

- (ア) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童生徒や保護者の辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- (イ) 教師が仲介役になり、いじめられた児童生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- (ウ) いじめは、絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- (エ) 子どもの変容を図るため、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 観衆・傍観児童生徒への対応

いじめ行為が起きている時、加害・被害児童生徒の周りに、観衆・傍観者となる児童生徒の存在がある（いじめの四層構造）。加害をはやし立てる観衆の立場はもちろん、見て見ぬ振りをする児童生徒も「止める・止めさせる行為」を行わないのは、加害を認めている立場にあることを人権教育等において理解させる。「止める・止めさせる行為」を行える仲裁者の存在の大切さを理解・実践できる児童生徒を育てる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な被害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合等を想定

イ いじめが原因で、相当の期間学校（年間30日を目安）を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、学校は、重大事態が発生した可能性もあるとして取り扱う。

(2) 重大事態発生時の報告及び調査

いじめ又はいじめの可能性のある行為により重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。行為に犯罪性が見られる場合、警察署・児童相談所などの関係機関に連携協力を依頼する。特に、インターネットの書き込み・画像送信等、学校の指導対応の範疇を超えることは、警察署生活安全課の指導を受け、関係児童生徒の家庭協力を得て、改善に向けた指導に取り組む。

市教育委員会及び学校は当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この調査は、「いじめ防止対策推進本部」を母体とし、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を時系列で可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

6 いじめ防止対策推進フロー図

(別紙参照)

三和学園 いじめ防止対策推進 フロー図

